

多重債務は必ず解決できます

【多重債務者とは】

- ・複数のクレジット会社や消費者金融などから借り入れをして、返済が困難な状態、または不可能になった人のことをいいます。

債務整理には4つの方法があります

相談者自身の、借金(債務)が多額になり、もはや債務整理によらなければ、解決できないような場合は、債務の内容、状況にあわせて、次にあげる4つの方法から解決方法を決めます。

任意整理

(借金総額が比較的少額の場合)

裁判所を通さずに、債権者(貸し主)と弁護士や司法書士などの専門家が、借金の減額や返済方法を話し合い、和解交渉する方法です。

メリット

- ・金利の引き直し計算によっては、借金が大幅に減額されたり、払いすぎた利息が返還されることもあります。

デメリット

- ・話し合いに応じない貸金業者に対する強制力がありません。

特定調停

(借金をしている貸金業者の数と、借金総額が比較的少額の場合)

簡易裁判所が債権者(貸し主)と債務者(借り主)の間に立って、返済協議を進めます。

メリット

- ・返済計画に強制力があり、給与の差し押さえ等も止められます。
- ・法律専門家を頼まずにできるので、費用が比較的安い。

デメリット

- ・債務者が裁判所に出向かなければなりません。

個人版民事再生

(借金をしている貸金業者の数や額が多い場合)

裁判所に申し立てをし、債務の一部を原則3年程度で返済することを条件に、残りの債務を免除してもらう方法です。

メリット

- ・話し合いによる解決が難しい場合でも、債務整理可能です。
- ・住宅ローン特別条項により、住宅を失わずに借金を整理することも可能です。

デメリット

- ・利用者に制限があります。
- ・手続きが複雑なため、費用と時間がかかります。



自己破産

(返済の見込みがない場合)

裁判所を通じて、全財産を債権者に分配し、残った債務を免責してもらいます。

メリット

- ・免責が許可されれば、早期に借金から解放されます。
- ・給与の差し押さえ等を止められます。

デメリット

- ・免責が許可されるまで一定の職業に就けない等の制約があります。

多重債務の問題は、早期に解決すべき問題です。多重債務者がどこにも相談できないうちに、生活に行き詰ってしまうことがないように、一人で抱え込まず、まずは勇気を出して相談することが大切です。